

十津川村通学路安全対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁通知)に基づき、通学路の安全対策を推進するため、十津川村通学路安全対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 十津川村通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 通学路の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者をもって組織する。

- (1) 奈良県五條土木事務所
- (2) 五條警察署十津川警察庁舎
- (3) 十津川第一小学校
- (4) 十津川第二小学校
- (5) 十津川中学校
- (6) 十津川村PTA協議会
- (7) 十津川村総務課
- (8) 十津川村建設課
- (9) 十津川村福祉事務所
- (10) 十津川村教育課

(役員)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は村長を、副会長は教育長をもって充てる。

- 2 会長は、推進組織を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、十津川村教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、推進会議で決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年9月1日から施行する。
(十津川村通学路安全推進会議規約の廃止)
- 2 十津川村通学路安全推進協議会規約（平成27年）は、廃止する。